

告示第249号

塩竈市建築基準法施行細則（平成12年3月31日塩竈市規則第16号）第3条の2の規定に基づく調査項目等及び当該調査項目等に係る調査を要する特定建築物を次のとおり定め、令和7年7月1日から施行する。

令和7年7月1日

塩竈市長 佐藤 光 樹



1 調査項目等

区分	調査項目		調査方法	判定基準
(1)	常時閉鎖又は作動をした状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていることにより常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
(2)		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
(4)		固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
(5)	常閉防火扉又は戸（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第112条第19項第2号に規定する戸に限る。以下同じ。）	各階の主要な常閉防火扉（人の通行の用に供する部分に設けるものに限る。）又は戸（以下「常閉防火扉等」という。）の作動の状況	常閉防火扉等の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第3項の規定に基づく検査（以下「定期検査」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。
(6)	居室の採光及び換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施	換気設備が作動しないこと。

				した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
(7)			換気の妨げとなる物品の放置	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
(8)	階段	特別避難階段	階段室又は政令第123条第3項第1号に規定するバルコニー若しくは付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
(9)	排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
(10)		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
(11)	その他の設備等	非常用エレベーター	昇降路又は政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
(12)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。

(13)			照明の妨げとなっている物品の放置	目視等により確認する。	照明の妨げとなっている物品が放置されていること。
(14)	常閉防火扉 (政令第112条第11項に規定する区画を構成する常閉防火扉に限る。)		閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていることにより常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
(15)			扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(16)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
(17)			固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
(18)			各階の主要な常閉防火扉（人の通行の用に供する部分に設けるものに限る。）の作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することでする。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件第1第1号の規定に適合しないこと。

2 調査項目等に係る調査を要する特定建築物

調査項目等の区分	特定建築物
(1) から (13) まで	法第12条第1項の規定による調査（以下「定期調査」という。）を要する特定建築物（次項に掲げるものを除く。）
(14) から (18) まで	定期調査を要する特定建築物のうち、政令第14条の2第2号に掲げる建築物（階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものを除く。）